

### 令和5年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和5年9月15日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場  
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年9月15日 10時00分

1. 閉 議 令和5年9月15日 13時42分

1. 散 会 令和5年9月15日 13時42分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 長 野 莊 一 | 2番  | 堅 田 府 利 |
| 3番  | 溝 口 耕太郎 | 4番  | 正 木 秀 男 |
| 5番  | 廣 畑 敏 雄 | 6番  | 横 畑 真 治 |
| 7番  | 西 尾 智 朗 | 8番  | 水 上 久美子 |
| 9番  | 松 田 剛 治 | 10番 | 小 森 一 典 |
| 11番 | 黒 田 武 士 | 12番 | 辻 成 紀   |

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

|         |         |             |           |
|---------|---------|-------------|-----------|
| 町 長     | 井 澗 誠   | 副 町 長       | 愛 須 康 徳   |
| 教 育 長   | 豊 田 昭 裕 |             |           |
| 富田事務所長  |         |             |           |
| 兼農林水産課長 | 古 守 繁 行 | 日置川事務所長     | 東 剛 史     |
| 総 務 課 長 | 寺 脇 孝 男 | 税 務 課 長     | 中 尾 隆 邦   |
| 民 生 課 長 | 小 川 敦 司 | 住 民 保 健 課 長 | 濱 口 伊 佐 夫 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 生活環境課長 | 榎本 崇広 | 観光課長   | 新田 将史 |
| 建設課長   | 玉置 康仁 | 上下水道課長 | 清水 寿重 |
| 地域防災課長 | 木村 晋  | 消防長    | 中本 敏也 |
| 教育委員会  |       |        |       |
| 教育次長   | 廣畑 康雄 | 総務課副課長 | 山口 和哉 |

## 1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名について

日程第2 一般質問

## 1. 会議に付した事件

日程第1、2

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第3回定例会3日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問3名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

### ○議長

ただいま事務局長より諸報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の11番黒田君が、本日、午後から欠席の届出を提出されています。

---

## (1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本定例会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

1 番 長 野 莊 一

---

## (2) 日程第2 一般質問

### ○議 長

日程第2 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順5番、9番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。質問通告時間は60分です。

質問事項は、1つとして、子育て支援について、2つとして、奨学金返還制度について、3つとして、水害における被災家屋認定調査の官民連携についてであります。

初めに、子育て支援についての質問を許可します。

9番 松田君（登壇）

### ○9 番

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は非常に深刻です。また、子供を持つこと自体をリスクと考える若者も増えております。こうした現状を重く受け止め、誰もが子供を安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを進めていかなければならないと考えます。今年度4月よりこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されております。本町におきましても、白浜町子ども・子育て支援事業計画の基本理念に、「地域ぐるみのささえ合い・助け合いで子育ての喜びを実感できるまち」とありますとおり、いよいよ私たちの地域でも、子供や若者、男女共同参画の視点から、子供も親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときであります。

ここで当局にお伺いいたします。明石市では、市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品をご自宅に届け、その際、育児の不安や悩みを聞いたり役立つ情報を伝える、ゼロ歳児見守り訪問「おむつ定期便」を2020年10月よりスタートしております。本町におかれましても、様々な事業のやり方を模索していただき、町独自のゼロ歳児の見守り訪問事業の展開があればと考えますが、当局の答弁を求めます。

また、現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、当局の見解を求めます。

### ○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

### ○番 外（町 長）

ただいま松田議員から、子育て支援についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のように、少子高齢化とそれに伴う人口減少はさらに加速しながら進行することが見込まれており、本町においても、これは例外ではありません。こうした中、子供とその保護者を取り巻く環境の変化は著しく、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、以前より子育て家庭が孤立しやすい環境となっています。また、共働き世帯の増加に

伴って、家事、育児といった日常生活を送るために必要なことのほとんどは夫婦相互の協力的に進めていくことはできなくなっています。保護者だけで子育てしていくことはますます難しくなっており、社会全体で保護者の負担や孤立感の軽減に努めていくことが求められています。

当町におきましては、平成31年4月1日に、中央保健センターに母子健康包括支援センターを開設し、妊娠届出時に保健師、助産師等の専門職が妊婦に丁寧な個別面接を行い、その後も継続して、妊産婦、乳幼児等の状況把握に努めています。信頼関係を築きながら、妊産婦や保護者の相談に助産師、保健師の専門職が対応するとともに、必要に応じて関係機関と情報共有しながら、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目ない支援を実践しているところです。その詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

訪問事業について、町独自の訪問事業が必要ではないかのご質問でございます。

当町の母子保健事業における出産後の訪問事業としましては、助産師や保健師が全ての産婦に電話連絡を行い、出産時や産後の母子の心身の健康状況を確認した上で、後日、乳児家庭全戸訪問事業として、乳児のいる全ての家庭を対象に、助産師、保健師、母子保健推進員による家庭訪問を行っています。

また、助産師や保健師による訪問では、子育てに関する不安や悩みを傾聴し、より専門的な助言を行うことで、育児不安等の解消に努めながら、安心して子育てができるよう、サポート支援を行っております。

また、地域の母子保健推進員による訪問では、自身の子育ての経験を生かし、身近な相談相手として、子育て家庭に寄り添った相談支援を行っております。

次に、職員の人材の育成等についてであります。様々な事案の中で、特に母子保健事業については柔軟かつ弾力的に対応できることが重要であり、各種研修への参加、自己啓発に努め、職員の資質のより一層の向上を図るため、人材の育成等に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のゼロ歳児の見守り訪問事業であります。事業目的の育児に関する相談や情報提供等につきましては、現在乳児家庭全戸訪問事業等により実施しておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

明石市が事業として取り組まれております「おむつ定期便」は、ゼロ歳児のいるご家庭に月1回おむつ等をお届けすることを通じ、赤ちゃんと保護者の見守りをする子育て支援サービスです。この制度のよいところとして、おむつや子育て用品を毎月子育て家庭に届けられ、無償での現物給付として、何かとお金が必要な子育て世代にとっては経済的な支援にもつながり、大変助かる事業でもあると思っております。何よりも月1回、市の研修を受けた配達員がおむつ等を届けることを通じ、育児の悩みや不安などを聞いたり役立つ情報を伝え

たりすることであると考えます。

子育てをしている親御さんは、子供の成長のことなどほかのお子さんとは比べ不安に感じることもあると思います。そんなときに、毎月1回でもこのような訪問支援があれば、ちょっとした悩みなども話を聞いてもらえるだけでも、寄り添った支援としてつながるのではと考えます。

当町におかれましても、今課長より答弁がございましたが、乳幼児家庭全戸訪問事業等の実施により、育児に関する相談等の取組をされておりますが、より一層の支援の充実として、明石市のような毎月1回の訪問見守り支援を、これからの子育て支援を展開していく中で必要性も考慮していただきながら検討していただくことを提言させていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから、子供と親の日常を守るために、家事支援等が必要なケースも想定されます。産後のお母さんのご自宅に伺い、家事からお子さんのお世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員の育成や確保も必要です。

そこで、家事支援員等の資格を取るための支援制度の創設なども有意義かと考えますが、いかがでしょうか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

家事支援員についてのご質問をいただきました。

当町では、産後ケア事業においては、心身の不調または育児不安や育児支援の不足で、支援を必要とする出産後1年を経過しない母子、産婦及び新生児、乳児に対して、母親の身体的な回復のための支援や、授乳の指導及び乳房のケア、母親の話を傾聴する等の心理的支援、新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等のサポートを行うことで、産後も安心して子育てができるよう支援をしております。

令和5年度からは、これまでの居宅訪問、アウトリーチ型の利用回数や自己負担額を見直すとともに、新たに助産院等において日中に支援を受けることができる通所（デイサービス）型と、医療機関や助産院等に宿泊して支援を受けることができる、短期入所（ショートステイ）型を追加し、より安心して子育てができるよう支援体制を確保しております。

議員ご指摘の家事支援員の育成確保でございますが、現在はこのような事業を展開しており、今後の研究課題とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいま当局の答弁にもありましたが、令和5年度より産後ケア事業としての支援体制も確保されており、子育て支援の充実として取り組まれていること、大変感謝申し上げます。今回、提案させていただきました家事支援員の確保については、今後の研究課題として、子育て世帯等のご意見も聞きながら、実現の可能性を検討していただくことを提言させていただきます。

次の質問に移ります。

子供食堂の運営のためには、スタッフやボランティアなどの人材事業を展開するための事業を継続するための運営資金、様々な食材、地域の学校との連携のための人脈、保健衛生管理などの知識など、様々な運営資源の確保が必要です。子供食堂は、月1回開催のところから365日3食を提供しているところ、数人を対象としているところから毎回数百人が集まるところまで、実に多様です。目的も、おなかをすかせた子供への食事提供から、個食の解消、滋味豊かな食材に対する食育、地域交流の場づくりと様々です。また、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は深刻であり、様々な形態の子供食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、必要と思われる地域に柔軟かつ積極的に子供食堂の整備を進めるべきであると考えますが、見解について、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

子供食堂につきましては、食事の提供を通じた地域の子供の居場所づくりや、地域ぐるみで子供を見守る活動を行うなど、こういったことを目的としておりまして、子供たちにとって、家庭でも学校でもない第3の居場所、地域の誰もが参加できる交流拠点として全国で広がりを見せております。

食堂の運営につきましては、NPO法人等の団体によって運営されていることが多く、食事の提供方法などその運営内容も地域の状況によりまして異なっております。

和歌山県では、「どこにも子供食堂プラン」と位置づけまして、NPO法人等の団体が新たに子供食堂を開設するための設備の購入や、施設の改修、それから学習支援等に必要な備品購入に対しまして補助制度を創設するなど、地域での子供食堂の開設、運営を積極的に支援することとしております。さらに和歌山子供食堂応援ネットワークを立ち上げておりまして、子供食堂の開設や運営に対する助言、情報提供、コーディネーター派遣によるサポートなど、困り事があれば気軽にご相談いただける、課題解決に向け支援する取組も県のほうでは行われております。

松田議員からもございましたように、子供を取り巻く状況は複雑でありますので、町といたしましても、地域で子供食堂を開設したいというご相談がございましたら、こうした補助制度などをぜひご案内させていただきまして、県とも連携しながら、開設に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいま当局より答弁がございましたが、地域で子供食堂を開設したいとのご相談等がございましたら、県と連携しながら、開設に向けた支援をしっかりとさせていただきたいと提言させていただきます。

次の質問に移りたいと思います。

給食費の無償化については、和歌山県知事も公約とされ、今までほかの議員さんも何度も質問をされるなど、子育て世代にとっても高い関心事であります。本町としても、今後、物

価高騰などのインフラ対策を進めていくことは大変重要な施策でもあり、そういった社会状況も踏まえ、子育て世代への経済的支援としても恒久的な給食費の無償化の実現を考えていただき、その財源をふるさと納税の寄附金を活用し進めてはと考えますが、いかがでしょうか。また、ふるさと納税の寄附金は全て子育て支援の充実に活用することを目的に寄附金を募ることをしてはと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、恒久的な給食費の無償化とその財源についてご質問をいただきました。

当町におきましては、過去に、令和2年度と令和4年度に実施しており、本年度におきましても、今月分から年度末まで実施しているところですが、いずれも財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充たにより実施できたところです。

なお、単費での実施となりますと、年間約8,300万円の恒久的な財源が必要となります。また、議員からは、その財源として「ふるさと白浜応援基金」の活用と、ふるさと納税の目的を子育て支援の充実にのみ限定してはどうかというご提言をいただいております。

本年度、当町におきましては、ふるさと白浜応援基金2億7,800万円を財源として、地域振興に関する事業をはじめ、観光商工農林水産の振興事業など様々な施策を行っているところです。その前段階としまして、寄附者の方々からふるさと納税をいただく際に、当該寄附金の使途を指定いただいております。内訳として、「事業指定なし」が全体の約35%を占め、次いで「地域振興に関する事業」が26%、「教育文化等に関する事業」が13%、以下、観光業等、環境保全等、福祉の充実に係る事業となっております。

このように、寄附者の方々から指定していただく使途のうち、事業を指定する形での寄附が全体の約3分の2を占めており、その大部分が継続的な事業に充当しております。こういった寄附者の方々の希望もございまして、頂く寄附の目的を子育て支援の充実に限定することによって、寄附額全体の額を押し下げる要因になり得る可能性がありますので、ふるさと納税の使途につきましては現行どおりでご理解をいただきたいと思います。

なお、無償化の財源をふるさと白浜応援基金と仮定し、ふるさと納税額に割戻しますと、恒久的に約1億8,000万円の増収がなければ財源として見込めませんので、無償化に向けた予算の確保が困難であると考えております。一方で、議員がおっしゃられたとおり、岸本県知事が、給食費の無償化に向けては予算の賢いやり繰りを前提に、市町村への補助や負担の手法を検討していくとされており、当町といたしましても、引き続き、県や周辺市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

学校給食についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による子育て世代の経済的な負担を軽減するため、令和2年度と令和4年度に、学校給食無償化事業として、累計約5,620万円の支援を行いました。

また、今年度におきましては、令和5年9月から令和6年3月までの間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者への負担軽減の施策として実施しているところでございます。

議員のおっしゃるとおり、給食費の無償化については子育て世代にとりましては大変関心の高い施策であります。物価高騰による住民生活への影響など今後もいつまで続くのかまだまだ見通せない状況ではありますが、引き続き、学校給食を円滑に実施できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

給食費無償化での財源としてふるさと納税を活用してはとの質問をさせていただきましたが、当局の答弁のとおり、ふるさと納税については、観光のまちでもある当町にとっては、その財源を全て子育て支援等に使うことを目的にすることは大変難しい課題でもあることは重々承知はしておりますが、先進的に定住促進、子育て支援に取り組まれている代表的な自治体として、大分県の豊後高田市がでございます。豊後高田市では、子育て支援の財源をふるさと納税より捻出され、出生率の低下の歯止めとしての手厚い支援として様々な市独自の支援を含む支援事業を展開されております。給食費無償化の実現については財源的なハードルもあり、政治判断としても決断がすんなりとできない事情もございますが、県や国も前向きに動いていることもあるので、思い切った政治判断として先行実現へと取り組んでいただくことを提言させていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

町立保育園については延長保育の制度がありますが、小学校への入学を機に学童保育を利用することに伴い、学童保育での延長預かり制度が本町にはございません。そのため共働きのご家庭については、働き方の変更を余儀なくされることになる世帯もあり、できれば本町にも学童保育でも延長預かり制度があればとのお声も寄せられていますが、見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

学童保育所の時間延長についてご答弁申し上げます。

白浜町には5か所の学童保育所があり、開所時間は全て午後6時までとなっております。開所時間を延長する場合には、公平性の観点から全ての学童保育所で実施しなければならないと考えております。学童保育所の人員配置について定めた白浜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、支援の単位ごとに放課後児童支援員の資格を持つ人材を2人以上置くこととしており、2人を確保できない場合には、うち1人を補助員で代替することを認めています。そのため全ての学童保育所で時間延長を実施するには、勤務体制を変更するとともに放課後児童支援員等の人材確保が必要になります。時間延長につきましては即座の対応は困難ですが、保護者の方々からの要望もございますので、今後の学童保育所運営に当たり検討課題として取り組みたいと考えています。

○議 長



9番 松田君

○9 番

保護者の方々からの要望としても、専門職の人材確保等の課題等がございますが、子育てをされているご家庭への支援としても、ぜひとも実現へと取り組んでいただきたく、提言させていただきます。

○議 長

子育て支援についての質問を終わります。

次に、奨学金返還制度についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組むことは重要なことであると考えます。そういった取組を進めていく中で、日本学生支援機構によると、現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実しているところでございます。しかし、そんな中、大学等を卒業した後の奨学金の返済が苦しい、負担が重いという若者の声があるということも報道等によく聞かれます。実は、2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されております。こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年度から実施されております。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で、全国615市町村が導入されております。自治体と地元企業などが基金をつくることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートし、2020年6月には制度が拡充されております。それにより市町村については基金の設置が不要となり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額、上限はございますが、拡大されております。

次に、高知県佐川町の実践例をご紹介します。今、NHK朝ドラらんまんのモデル、牧野富太郎博士の故郷、ふるさとでもある高知県佐川町では、令和4年度から佐川町に10年以上定住する意思のあるものを要件として、1年間の支援額、上限がございますが24万円（2万円掛ける12か月）として8年間、計192万円の奨学金返還支援、全額肩代わりを実施しております。令和4年度当初予算で10名分の予算を組みましたが、募集者が多かったため、補正で10名分を追加し、結果、20人の募集予算に対して23人の申込みがあったそうです。このことにより、佐川町出身者を含めた23人の若者が佐川町に新たに住んでおられるわけです。対象の23名の平均返済額は1万3,000円から1万5,000円で、町想定の下2万円以下になっており、20名想定で23名の支援を行っても予算的には十分な状況だったとのこと。

ここで当局にお伺いいたします。奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から、若者の地方定着を促す本制度を我が町でも実施することが必要であると考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

ただいま松田議員から、奨学金返還支援制度の必要性についてご質問をいただきました。

奨学金返還支援につきましては、令和2年6月1日に、国におきまして奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱が制定され、市町村であれば基金を設置せずに事業が行えることとなっております。当該事業に要した経費は特別交付税措置の対象となっておりますが、財政力補正が行われた場合に、交付率が100%となる制度であり、基本的には経費の50%が交付額となっているため、市町村による負担が必要になっているのが現状です。県内の状況につきましては、昨年の6月1日時点の情報になりますが、和歌山県と4つの市、和歌山市、海南市、紀の川市、有田市の計5つの自治体が導入している状況となっております。

制度施行から日も浅く、導入している市町村も限られております。町による負担も必要になる制度であるため、他市町村の取組事例等を調査させていただきたいと考えております。

○議長

9番 松田君

○9番

今後、本町に奨学金返還支援制度を導入されたとして、重要になってくるのが支援対象者の要件設定であります。現在既に奨学金返還支援制度がある自治体によく見られるのは、奨学金は古くはみんなが支援してもらえるとというより、成績優秀者に対して行われるものというイメージが強いのか、各自治体の対象者の設定要件のハードルが物すごく高く、例えばある自治体では7から8の要件を全てクリアしなければならないこととなっており、該当する対象者がほぼ毎年なくて予算が執行されていないという事案が多々あります。政府の奨学金返還支援制度の改定の目的は、対象要件を緩和し、対象者を増やし、地方創生や若者の負担軽減を行うことですので、例えば徳島県のように県内で3年を超えて就業及び居住する見込みといったレベルにして対象者の門戸を大きく開くことが、本制度の目的の達成の上で非常に重要であると考えますが、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 総務課長 寺脇君

○番外(総務課長)

ただいま支援制度の要件設定についてご質問いただきました。

奨学金返還支援制度につきましては、実施の検討も行っていない段階ですので、あくまで仮定としてのお話となりますが、限られた財源を有効に活用するという点においては、一定の基準は設けるべきかと思われまます。導入を検討する場合には要件設定等につきましても、他市町村の取組事例等を調査研究する必要があると考えてございます。

以上です。

○議長

9番 松田君

○9番

本町から、奨学金の返還支援を受けられることができる制度があれば、白浜町出身の大学生等が、大学等を卒業した後の居住地等を選択する際にも大きな影響力を持ち、ひいては移住政策、定住政策にもつながるのではと考えます。

また、和歌山県においても、和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度を実施しておりますが、本町におかれましても、県との協力も視野に入れながら、若者定住促進、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域活性化につなげる施策として、奨学金返還支援制度の取組を進め、先ほど事例として紹介いたしました、高知県佐川町のような奨学金返還支援を受けるための要件に、本町にあらかじめ定めた年数以上の定住をしてもらうことなどを盛り込んだ、町独自の奨学金返還支援制度があればと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま町独自の奨学金返還支援制度についてご質問いただきました。

奨学金返還支援制度の根拠でございます国の奨学金を活用した若者の地方定住促進要綱におきましても、市町村が取組を実施する場合は、対象者重複のおそれがあるため都道府県と十分に調整することとなっております。実施する場合に当たりましては、本町の場合、和歌山県との調整は不可欠となります。

一方、若者が地方に居住する際の課題の1つとして、就職先が挙げられます。奨学金返還支援制度があったとしても収入面や希望する職種の有無なども居住に大きな影響を及ぼすと考えられます。また、就職先について県による奨学金返還支援制度では、制度への参画企業に就職することが支援の条件となっており、県内におきましては51社に限られておりますので、職業といった観点からも県との協力が可能なのか、また奨学金返還支援制度が効果的なのか調査が必要であると認識してございます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

企業においても、社員に代わり奨学金を返還することができる仕組みが令和3年4月から導入され、返還支援をした分の金額は法人税上損金算入できるようになっているとのこと。本町におかれましても、人材不足に悩む地元の企業の支援にもつながる可能性を秘めた取組として、地元企業へ奨学金の返還を肩代わりする支援制度の参画を促していくことも大切だと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま奨学金返還について、地元企業への参画を促してはというご質問をいただきました。

企業の奨学金返還支援につきましては、賃上げ促進税制による給与としての損金算入が可能な制度でございます。中小企業では給与等支給額の増加額の最大40%が税額控除となりますが、税額控除の上限につきましては、法人税額または所得税額の20%となっております。控除されない分につきましては企業が負担することとなりますので、行政から利用を促すのではなく、企業の判断による導入が適切であるというふうに考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

私の質問の中で地元企業に促すと申しましたけれど、協力を求めていくことも大切であると思いますので、そこら辺も提言させていただきます。

次の質問に移ります。

令和2年6月に、奨学金返還支援制度の対象が都道府県より町村に拡充されるなど、対象要件の変更としての緩和もされています。我が町は若者を全面的に応援する、我が町に住んでくれる若者には、奨学金の全額肩代わりを行うというのはインパクトのある政策でもあり、若者の居住者が増えれば予算効果としても高いと考えますが、町長の考えについて再度答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

若者の移住支援につきましては様々な取組がありますが、その1つとして奨学金返還支援制度があると考えております。移住支援は単体の取組として実施するのではなく、各分野の事業を組み合わせると効果的な施策とできるよう、これからも研究を続けてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

この奨学金返還支援制度は、借りた奨学金を自治体等が肩代わりする代わりに、地元での就労や定住につなげることを目的として、大学等の卒業時での進路の選択肢の1つとして活用できる制度でもあると考えます。大学等を卒業した大半の方は、地元に戻ることなく都会での生活を希望されております。その理由として、地元では自分の希望する職種、就職先がなかったり、地元の魅力を感じることがないなどの様々なことで都会生活を選択したりする方もいると思います。当町でも県などの支援を活用した移住促進事業をされておりますが、何よりも地元出身の若い方が地元に戻ってきていただき、定住をしていただくことを目的とした施策の展開を今後積極的に実施する必要があるのではないかと考えます。そのためには、地元に戻ってきたいと思ってもらえるような行政主導の手厚い支援も、支援としての環境を整えることも重要であると考えます。そういった意味でも、今回提案させていただきました奨学金返還支援制度は、効果を望める可能性もある支援の1つであると考えます。まだこの制度についての認識も浅く、全国の市町村の動向などを見ての効果の検証もあるかと思いますが、地元出身の若者に魅力を感じてもらえるまちづくりを積極的に進めていただき、その1つの支援として奨学金返還支援制度の実現へと前向きに取り組んでいただくことを提言させていただきます、この質問を終わります。

○議 長

それでは、奨学金返還制度についての質問は終わります。

続きまして、水害における被災家屋認定調査の官民連携についての質問を許可いたします。

9番 松田君

## ○9 番

水害については、ハザードマップで警戒区域等が定められていますが、今年度7月10日の九州豪雨では、福岡県や佐賀県で7人がお亡くなりになっています。この地域では、ハザードマップで土砂災害の警戒区域に該当していなかった住宅にも土砂が流れ込んでいたそうです。本町においてもこういったケースが起こる可能性はないのか。ハザードマップの警戒区域指定についての再点検を行うべきではと考えますが、いかがでしょうか、当局の答弁を求めます。

## ○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君

## ○番 外（建設課長）

ただいま松田議員より、土砂災害警戒区域外における土砂災害発生の可能性について、及び、土砂災害警戒区域等の指定箇所における再点検の実施についてということでご質問いただきました。

報道によりますと、本年7月の九州北部豪雨災害では、山の複数箇所で崩れた土砂が集まって流れ下り、その土砂が大量であったことから警戒区域外まで流れ込んだ可能性があると思われる事案がございました。議員もご承知のとおり、崖崩れや土石流、地滑りなどによる土砂災害は一瞬にして多くの人命や財産を奪ってしまう、恐ろしい災害でございます。

特に傾斜が急な山が多い地域では、台風や大雨によって土砂災害が発生しやすい環境でございます。

このような災害の危険から身を守るために、和歌山県では土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づきまして、基礎調査を実施した上で土砂災害のおそれがある場所を土砂災害警戒区域等に指定しています。

白浜町では、平成19年より基礎調査が実施され、令和2年4月に全区域の指定が完了いたしました。また、その結果を基に、令和元年～令和2年度に白浜町土砂災害ハザードマップを作成して、平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、避難時に活用される重要なツールとなるよう、住民の皆様にご配布させていただいております。

しかしながら、土砂災害は発生を事前に予測することは非常に難しい災害であり、このたびの九州北部豪雨災害のように、土砂災害危険区域以外でも災害が発生する可能性がございますので、近くに小規模であっても気になる崖や沢などがある場合は、気象情報等に十分注意していただき、土砂災害警戒情報や避難情報の発令に対し早めの避難を心がけていただくなど、一人一人が土砂災害に対して日頃から備えをしておくことが重要であるというふうにご考えてございます。

次に、土砂災害警戒区域等の再点検に関するご質問でございますが、土砂災害警戒区域等の指定に当たりましては、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りといった災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令等によりその指定基準が定められております。土砂災害警戒区域等の指定後は、地形的条件が変化した場合や新たに土砂災害防止施設が設置された場合などに、県が適宜再調査を行い、先ほど申し上げました指定基準に伴いまして、指定区域の見直しを行うこととなっております。

土砂災害の備えの重要性につきましては、毎年6月に実施されています土砂災害防止月間におきまして、白浜町においても広報活動を行っておりますが、今後はより一層、災害から身を守るため、土砂災害警戒区域等の指定箇所以外における災害発生の危険性等も踏まえた広報を心がけ、住民の皆様にも周知するよう取り組んでいきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいまの当局の答弁にもございましたが、今の時代どこに住んでいても想定外の災害が起こり得る可能性があることを住民の皆様も認識していただき、家族や自身の身を守るためにも、危険だと感じたら素早く避難していただくことも大変重要なことでございます。災害から身を守る取組として、引き続き広報紙等でこの件についてしっかりと周知していただくことを提言させていただきます。

次の質問に移ります。

ハザードマップの警戒区域で水害が起きたと想定して、白浜町では罹災証明書の発行のために行う被害認定調査の実施体制について、現在の状況をお聞かせ願うとともに、被害認定調査にどのぐらいの期間を要するのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

災害時の被害認定調査についてのご質問をいただきました。

災害に係る住家の被害認定調査につきましては、地震や風水害等の自然災害により被害に遭った住宅について、被災者から申請があったとき、内閣府の定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針及び災害の被害認定基準に基づいて被害の状況を調査し、被害の程度、全壊、半壊等を判定するものでございます。災害の規模にもよりますが、町職員を中心とする調査員2人1組が、災害発生後おおむね1か月以内に実施するとなっております。この調査結果を踏まえまして、罹災証明書を発行し、主に公的な各種被災者支援制度の適用を受ける際の判断材料として活用されます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

三井住友海上火災保険株式会社では、2021年度から自治体向けサービスとして、水害時の保険金支払いのために調査した被災家屋の写真や被害状況を、契約者の同意の上、罹災証明書発行の資料として無償提供する協定を148町村と結び、サービスを導入しております。近隣市町では、田辺市さんが罹災証明書の発行を円滑にするため令和5年8月29日に同社和歌山支店と協定を結ばれております。同社による損害保険は、調査から支払いまで最短3日で完了するとしております。また、自治体によっては発行申請も同社経由で可能となっており、被災者による自治体への手続は不要となるケースがあります。

官民連携のこのような取組を白浜町としてどう評価するのか、また、本町としても導入を検討すべきであると考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

官民連携の取組についての評価と導入の検討についてのご質問をいただきました。

損害保険会社から提供される情報により、早期に正確な情報を入手することで被害の調査や対応についての効率が上がり、遅延なく迅速な対応につながると考えます。官民連携の協定の導入でございますが、和歌山県内においては、和歌山市、御坊市、田辺市の3市が協定を締結しているということでございます。田辺市に確認しましたところ、損害保険会社が全国の自治体との損害調査結果の提供及び利用に関する協定を進めていく中で、田辺市にこの協定についてのお話があり締結に至ったと伺っております。白浜町といたしましても、近隣市町の動向を見ながら今後の導入について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長  
9番 松田君

○9 番

地震や暴風被害においては水害と違い、自治体と損害保険会社の被害の認定方法が異なっており、地震保険の損害認定基準は迅速な保険金支払いを実現するため、公的支援の要件となる罹災証明書の認定基準と比べると民間は簡素化されております。地震被害での状況の共有を行うと、保険支払いの迅速性等に影響を及ぼすおそれなどの課題もあります。

公平性を保ちながら、地震や暴風被害でも民間の協力を得るために認定方法について見直しができないか、当局の答弁を求めます。

○議 長  
番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

迅速に対応するため罹災証明書の認定基準を民間の認定基準のように簡素化できないかのご質問をいただきました。

全国の各市町村における災害時の被害認定については、内閣府による災害に係る住家の被害認定基準運用指針及び災害の被害認定基準において統一基準が示されてございます。市町村ごとに基準を設けるのではなく、統一基準があることで、大規模災害時、他市町村から被害認定実施のための人的支援が受けやすいと考えられます。また、民間の基準に合わせることはできなくても、例えば水害については浸水深に応じた判定を行うなど、基本的に町と民間の評価差が生じないものにつきましては、民間の損害調査情報を活用することで、町の調査業務の効率化を図り、早期の被災者の生活再建につなげることが可能と考えます。

以上でございます。

○議 長  
9番 松田君

○9 番

2020年、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、福井市と水害時の保険調査で撮

影した被災家屋の画像などを提供する覚書を交わしております。地震被害の場合、瓦屋根の一部が損壊し、雨対策としてブルーシートを張るわけですが、住民が屋根に上れない場合に、屋根が壊れているかどうか確認できないときに悪徳業者が隣の屋根に上って作業をしたが、お宅の屋根も少し壊れているのでブルーシートをかけましょうと言って後ほど高額請求をするという事案などが起きてございます。こういったトラブルを未然に防ぐため、損害保険会社がドローンで被害状況を調査するケースも増えているとのことで、損害保険会社から映像を提供してもらい、被災者に情報提供すれば悪徳業者にだまされない等、トラブル回避が期待できるものではないかと考えますが、こういった取組ができないか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外（税務課長）

自然災害発生時、損害保険会社が損害調査のために撮影したデータは、契約者の同意なしに提供されない上に、あくまでも契約者の住居のものであるため、周辺の住居に情報提供することは難しいと考えます。情報提供については難しいですが、損害保険会社が災害調査のためにドローンを使用して撮影した広範囲の画像や映像の提供を受けることができれば、早期に被害状況の把握ができ、罹災証明書の発行、被災者支援を進めることができると考えます。

今後、新潟県や鳥取県のように、県と損害保険会社が損害調査結果の提供及び利用に関する防災連携協定を締結し、損害保険会社から県に提供されたデータ及び情報を県内市町村に提供してもらうような施策を活用する、そういった取組を進めていくことも必要と考えてございます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

官民連携として、罹災証明書の発行等を円滑に進めることを提言させていただき、私の一般質問を終わります。

○議 長

水害における被災家屋認定調査の官民連携についての質問は終わります。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 56 分 再開 11 時 04 分）

○議 長

再開します。

通告順6番、5番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は分割方式です。通告質問時間は50分です。

質問事項は、1つとして、窓口での「軟骨伝導補助イヤホン」の設置について、2つとして、学校給食の無償化について、3つとして、マイナンバーカードの健康保険証の利用についてであります。

初めに、窓口での「軟骨伝導補助イヤホン」の設置についての質問を許可します。



○5 番

議長の許可を得ましたので一般質問いたします。

まず最初に、窓口での高齢者との会話の補助具の設置についてであります。

軟骨伝導聴覚補助イヤホン、こういう固有名詞があるわけですが、特に高齢になりますと、私もそうですが、役場窓口でのやり取りが聞き取りにくい。そのために職員の説明していることが理解できにくい、こうしたことがよくあります。そのようなときに声が大きくなったり、また何度も説明してもらうのが気の毒になってそのままにしてしまう。なかなか理解せずにそのままいくと、うんうんとうなずいていくといつか、そういうふうなことが多々あります。また、窓口職員とのやり取りで、個人のプライバシーが明らかになる。そういうこともあります。補聴器を利用している方もおられますが、そうでない方も多くおられます。

そのような中、高齢者など耳が聞こえづらい、そうした方のための軟骨伝導聴覚補助イヤホン、これを役場各課の受付、そういう受付窓口を設置してみてはどうか、このように考えます。

この聴覚への軟骨伝導は、奈良県立医科大学の先生が発見し、企業が製品化してできたものです。音の伝達は空気を震わせて音を伝える気導と骨を震わせて音を伝える骨導、これがありますが、軟骨伝導はこうした伝導とは異なる別な経路となる第3の聴覚と言われております。今年の春、奈良中央信用金庫で来客者用に採用したとのことでありまして。窓口で聴覚が衰えた高齢者に説明を正しく伝えることが目的とのことでありまして。窓口での軟骨伝導聴覚補助イヤホンを設置して、少し聞き取りにくくなった方に利用してもらうために、ぜひ軟骨伝導聴覚補助イヤホンを設置してみませんか。幾つかの自治体も設置しているところもありますが、いかがでしょうか。

○議長 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番外（町長）

ただいま廣畑議員より、軟骨伝導聴覚補助イヤホンの窓口設置に関するご質問をいただきました。

町には行政手続のため、各課窓口に多くの住民の皆様がお越しになります。高齢者の方も多く、中には職員の声が聞こえづらいという方もいらっしゃるかと伺っております。

そうしたケースに対応の際は、町で作成しております職員対応マニュアルをもとに、筆談による対応や、ゆっくりと短文で話す、口をはっきり動かして話す、騒音の少ない部屋で対応するなど可能な限りの合理的配慮を心がけております。また、窓口で何度も聞き返すことや大声での対応はプライバシーの心配や高圧的だと受け取られてしまうこともあり、一昨年より民生課窓口に卓上型の対話支援機器を設置するなど、話し手と聞き手の双方がお互いにストレスなく円滑なコミュニケーションを図れるよう、取組を進めております。

議員からご提案のございました軟骨伝導聴覚補助イヤホンの設置につきましては、全国的に導入され始めたところであると伺っておりますので、導入された市町村等の状況なども踏まえ今後検討してまいりたいと思っております。

○議長 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

蛇足になりますけど、ゆうべ阪神が優勝して岡田監督のインタビューのときに、何度も岡田監督自身が聞き返しておった。65歳だそうですけども高齢になったらやっぱり聞き取りにくい、それは皆さんご存じだと思います。実はこの質問をするときに当局の担当の民生課のやり取りの中で、もう設置してあるところもあるというふうなことでした。行ってみますと民生課の窓口はこのぐらいの機器が置いてあって、私もちょっとやり取りをさせてもらったんですが本当によく聞こえる。その人に応じた音量になっていく。上手にうまいことしてあるなど。その機器もいいのですが、こうした様々な、今、町長の答弁にありましたけれども、そういう新たな機器もできていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。そういう機器を民生課に設置してあるんだよということを私らも知らなかったし、もう3年になるんですけども、広報していくということが、皆さんに広く知らせていくというふうなことが必要だし、1つではやっぱり足りないと思います。民生課だけではなく、各課の受付、戸籍、住民票等の受付とかそれから税務の関係とか介護保険、これは本庁ですけども、富田事務所、日置川事務所にもぜひこういうことで設置をしていただきたいと思ひます。

町長の答弁では、いろいろ研究して段取りしていくというふうなことでありますけれども、やっぱり社会的弱者と言われる高齢者などについて、この軟骨伝導補助イヤホンは比較的安価であります。今設置している機器の10分の1ぐらいで設置できますし、今設置しているものが悪いのではなしにいいので、ぜひそのことも含めて検討していただきたいと思ひますし、すぐにでも導入していただけたらなというふうに思ひますが、町長再度、そのことについて広報とそれから研究というか、すぐに取り組んでいただける、そういうふうなことを考えられませんか。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

廣畑議員からご提言いただきました軟骨伝導聴覚補助イヤホン、これにつきましては、私もいろいろ調べさせていただきましたけれども、比較的本当に安価でございますし、奈良県の田原本町ですとか、あるいは山口県の長門市でも導入されているというふうにお聞きしております。今後はやはり、先ほど申し上げました民生課の窓口には卓上型の対話支援機器がございますけれども、まだまだ広報できていないというふうなご意見でございますので、私も含めまして、これから町のほうでそういった広報の発信に努めてまいりたいと思ひますし、今現在その対話支援機器に比べまして安価だということもございまして、調査をして、まずは検討してまいりたいというふうに思ひますので、お時間をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

次に、再々質問があれば、これを許可いたします。

再々質問ございませんか。

5番 廣畑君

○5 番

ぜひ研究していただいて、多くの方に知っていただくということと、利用促進のために頑張っていたきたい、研究していただきたいと思います。これでこのことについては終わります。

○議 長

以上で、窓口での「軟骨伝導補助イヤホン」の設置についての質問を終わります。

次に、学校給食の無償化についての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

学校給食の無償化についてであります。これについても、以前6月議会のときにお尋ねをしました。再びというふうなことになります。このことについてお尋ねします。

学校給食の無償化の取組は、今年度9月から来年の3月末までの小中学生の給食費無償化は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての取組です。このことを通して、子育て世帯への支援を行う。こういうことであります。県下で制度化の自治体も含めて23の自治体に取り組んでいます。6月議会では、町長は財源の確保が難しいこと、また、県知事が無償化に取り組む方向であることを言っておられました。それに先駆けて町として取り組んでいけないか、お尋ねします。財源は、ふるさと納税の活用とそれから財政調整基金など、少子化が進む中で働き手の定住化も進めていけるのではないのでしょうか。このことについてお尋ねします。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より、学校給食の無償化とその財源についてご質問いただきました。

当町におきましては、過去に令和2年度と令和4年度に実施しており、本年度においても今月分から年度末まで実施しているところがございますが、いずれにおきましても、この財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当により実施できたところがございます。

なお、学校給食の無償化を単費での実施となりますと、小学校、中学校の学校に限りますと年間約7,000万円の恒久的な財源が必要となります。また、議員からはその財源として具体的に、ふるさと白浜応援基金や財政調整基金を活用したらどうかという質問をいただいております。本年度、当町におきましては、ふるさと白浜応援基金2億7,800万円を財源として、地域振興に関する事業をはじめ観光商工農林水産の振興事業など様々な施策を行っているところです。その前段階としまして、寄附者の方々からふるさと納税をいただく際に当該寄附金の使途を指定していただいております。内訳として、「事業指定なし」が全体の約35%を占め、次いで、「地域振興に関する事業」が26%、「教育文化等に関する事業」が13%、以下、観光業等、環境保全等、福祉の充実に関する事業となっております。

このように寄附者の方々から指定していただく使途のうち、事業を指定する形での寄附が

全体の3分の2を占めており、その大部分が継続的な事業に充当しておりますので、ふるさと納税の用途については、現行どおりでご理解をいただきたいと思っております。

なお、無償化の財源をふるさと白浜応援基金と仮定し、ふるさと納税額に割戻しますと恒久的に約1億6,000万円の増収がなければ、財源として見込めませんのでふるさと白浜応援基金を財源とする予算の確保は、現状では困難であると考えております。

また、財政調整基金の活用につきましては、今後さらなる増加が見込まれる公共施設の維持管理費や扶助費などの経常経費に加え、防災施設の整備等の大型事業に備えるため、現状にも増して基金の設立が必要と考えております。

議員ご提言の働き手の定住化などの波及効果も念頭に入れ、当町としても引き続き、県や周辺市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

学校給食についてご答弁申し上げます。

廣畑議員から、前回、6月議会の一般質問においても無償化についての質問をお受けしたところです。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰による子育て世帯への経済的な負担を軽減するため、令和2年度と令和4年度に、学校給食無償化事業として累計約5,620万円の支援を行いました。また、今年度におきましては、令和5年9月から令和6年3月までの間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者への負担軽減への施策として実施しているところでございます。物価高騰による住民生活への影響など今後もいつまで続くのかまだまだ見通せない状況ではありますが、引き続き、学校給食を円滑に実施できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

○5 番

答弁いただきました。ふるさと納税については、ちょっとお聞きすると、令和4年度で6億2,000万円余りの収入があるというふうなことであります。それが先ほども松田議員の答弁でもありましたけれども、地域振興とか環境保全とか福祉、それから観光商工、教育文化、スポーツと、それぞれの寄附者の希望によって割り振っているんだというふうなことであります。ただ、いつまで行くのか分かりませんが、ふるさと納税という税制を越えたそういう取組の中で、以前総務省からもいろいろ還付する商品について、旅行商品などについてはあかんでというふうなこともありましたけれども、やっぱりそういうことも、この際、町長の答弁でも、これから大きな事業、教育関係の事業も進めていかなければというふうなことであります。しかし、子育て支援の中で、町として本当にこのことを取り組んでいくんだということが必要であるように思います。

再度ちょっと答弁を求めたいのですが、町長、この間、医療費を高校卒業まで無償だというふうなこと、それから子育て支援のためにランドセルの支給をしていくんだというふうな

こと、こうしたことが、この間、井澗町政が進めてきた子育て支援の政策であるというふう  
に思うんです。あと一步、井澗町政の子育て支援をあと一步進めて、白浜町に在住すれば小  
中学校の給食は無償である。あるいはまた、半額補助、第2子からあるいは第3子から補助  
していくというそういった細かいところもあると思うんです。大変事務が煩雑になるのは  
そのとおりですが、やはり交付金の活用だけで今までできてあるわけなんですけれども、そ  
ういところで、町政として、井澗町政として、やっぱりこういう大きな事業もあるけれど  
も、何としてもこのことも幾らかでも進めていきたい。国や県を待つまでもなく、井澗町政  
として進めていきたいんだという、そういう気持ちを形にして還元をしていくというふうな  
ことが必要かどうかというふうにも思うんですが、大変、言いにくいことかとも分かるん  
ですけども、町長の再度の答弁をお伺いしたいんですが、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

子育て施策につきましては、私も力を入れているところがございます。子育て世帯への経  
済的な負担を軽減することは重要だというふうに考えております。

その中で本年度からでございますけれども、小学校入学児童へのランドセルの購入の補助、  
あるいは10月からは高校生の医療費の無償化を実施することとしております。給食費につ  
きましては、一部の補助や対象者を限定としましても、やはり一定の予算の確保が必要で  
あります。国の交付金あるいは補助金の有無なども含めまして、国、県や周辺の市町の動向を  
注視しながら、これから検討をしてみたいというふうに思っております。

○議 長

次に、再々質問があれば、これを許可いたします。

再々質問ございませんか。

5番 廣畑君

○5 番

ぜひそうした親御さんの気持ちにも立って研究をしていって、できることから、給食費  
について取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。これでこの質問は終わ  
ります。

○議 長

学校給食の無償化についての質問を終わります。

次に、マイナンバーカードの健康保険証の利用についての質問を許可します。

5番 廣畑君

○5 番

それでは、マイナンバーカードの健康保険証の利用についての質問をいたします。

あかんど、健康保険証をマイナ保険証にしたらあかんどという立場で質問いたします。

国民健康保険証の有効期限は1年間、保険税を納めていれば1年後に新しい保険証が各世  
帯に送付していただけます。医院でも病院でも月1回提示すれば医療が受けられ、そしてま  
た処方箋も発行してくれる。そういう中で、薬局ではお薬手帳というのも頂けます。優れた  
国民皆保険制度であります。

2024年10月健康保険証を廃止してマイナ保険証にしていく、そういう国の方針であ

りますけれども、マイナンバーカードの交付が開始されたのは2016年1月からです。このカードは希望者のみに交付されるもので申請が必要です。5年後の2021年は、総務省の資料によりますと、マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等についての人口に対する交付枚数率は、全国で24.2%、和歌山県は21.0%、白浜町は18.3%となっていました。また、総務省資料の2023年7月の人口に対する保有枚数割合、保有率ですが、全国では71.2%、和歌山県は73.6%、白浜町は70.6%となっています。この間、政府は2万円のポイントをばらまき、多くの人が申請してマイナンバーカードの交付を受けたということでもあります。大分上がっているのはこのパーセントで分かってくると思うんですが、全国どこでも、窓口で、町民、市民が殺到し、通常業務に支障が出るほどでございます。

全国的にマイナンバーカードへの個人情報のひもづけには様々な事故があり、その個人情報の漏えいが心配されます。

また、重度障害者の申請、交付には成年後見人が必要とのことでもあります。さらにまた、施設に入居されている高齢者等が、健康保険証などを事務所で管理している場合、マイナ保険証をどのように管理して本人に利用してもらうのか悩ましい、大変だ、こういうことでもあります。マイナ保険証に他人の医療情報をひもつけしていた問題、こうしたこともありました。命にも関わる危険があります。こうしたことが、毎日のように報道されていました。このようなトラブルが町ではありませんでしたか。また、健康保険証が廃止され、今後、保険料を払っているのに通院できない、このようなことにはなりませんか。

報道によりますと、6月の国会会期末に、マイナンバー法等改定への世論調査では、来年秋の健康保険証の廃止の撤回と延期が合わせて77%あり、新聞各社も健康保険証廃止には批判の社説を掲載しました。記憶に新しいところだと思います。

マイナンバーカードの未取得者に、健康保険証の代わりとなる資格確認証を交付することです。そうするのであれば、従来の健康保険証を発行すれば、安心・安全でそして安上がり、このように思いますがどうでしょうか。高齢者、障害者など社会的弱者にしわ寄せが行く、このように思いますが町長はいかがですか。このことをお尋ねします。

#### ○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま廣畑議員より、マイナ保険証の利用についてのご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、当町では国民健康保険被保険者証につきまして有効期限を1年とし、毎年7月に一斉更新を行い、世帯主に送付しているところでございます。こうした中、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正マイナンバー法が6月の通常国会にて可決成立し、健康保険証は来年秋に廃止され、マイナンバーカードと一体化されることになりました。

議員ご質問のマイナンバーカードと一体化した健康保険証に、他人の情報が登録されていたトラブルについてでございますが、当町においてはそういった事案は現在のところ発生しておりません。

また、健康保険証が廃止され、今後、保険料を支払っているのに通院できないということ

にならないかということではありますが、従前の国の方針案から課題等を踏まえ、現在、国の方針について示されています。まず、国は令和6年秋に現在の被保険者証を廃止する方針であります。そして、健康保険証廃止以降は保険者はマイナ保険証を保有していない方に、氏名、生年月日、被保険者証等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認証を本人の申請によらず交付されることとなり、その有効期間は5年以内で保険者が設定すると示されており、受診ができることとなります。

このように、国は令和6年秋の健康保険証廃止が円滑に進むよう取り組むとしつつ、全面的な廃止は国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組むとの方向を示されており。当町におきましても国の動向、方針を注視し、適切な運用に努めてまいり所存でございます。

#### ○議 長

当局の答弁が終わりました。

再質問があれば、これを許可いたします。

5番 廣畑君

#### ○5 番

マイナンバーカードの町の受付でも、本当に用事で来た度に多くの方が届出、申請のところにたまっていた状況があります。その中でやっぱりマイナンバーカードを作ったという人は、まずポイントがもらえるということ、それから今の健康保険証が使えなくなるからそれであつたと、多くの方がそういう思いをしていたというふうに思います。

そして、施設入所者の方とか重度の障害者などが成年後見制度を活用、そんなことを言っているわけですね。これは様々な課題が成年後見制度を利用するととなると、障害者あるいは家族に波及してくる。そういうふうなことがいろんなことをせんならんというようなことです。

そういう課題が立ちはだかる、そういうマイナ保険証であります。

高齢の患者さんがお医者さんに言うた言葉でありますけれども、「不便な世の中になりますね」、このことを住民の人が医者に言うたんです。そういういろんなことをせんならん、不便な世の中になってきたなど。国民健康保険証1枚ではいかんねということです。先ほども言いましたけれども、お薬手帳をくれる、そこにすれば自分がどういう病気にかかって、この薬をもらっているということが分かる。私もお薬手帳を持っています。やっぱりそういうことが今の制度では、健康保険証の制度でいくわけなんです。わざわざ難しくせんと、難しくするから不便な世の中になったな、こういうふうなことが高齢者の中でささやかれるわけです。

町長、住民の個人情報を守る、そうしたことが個人情報がひもづけられて、医療に関するそういうトラブルもありますけれども、全国的には別な人に還付金が送付されるというふうなことも、番号と名前が違っていたというふうなこともありますので、本当に不便な世の中になったなというふうな感想です。

みんながみんな、このマイナ保険証でいいわ、あるいはマイナンバーカードを取得したほうがいいわというふうには思っていないんですね、申請主義やから。

そういうふうなことで、住民の個人情報を守るために健康保険証、このことは命に関わる問題やということです。一旦立ち止まって、国民の理解を得て進める。こういうことを和歌

山県町村会などを通じて国に申し入れていく。そういうふうなお考えは町長ございませんか。このことをちょっと聞きたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

マイナ保険証について、再質問をいただきました。

マイナンバーと健康保険証の一体化は、よりよい医療を受けることができるようデジタル化を進めることであります。医療DXの推進の基盤となる取組でもあります。国のほうは健康保険証の廃止におきましては、デジタル化による利便性をご理解いただくことが必要であり、全ての国民が円滑に医療を受けられるよう、きめ細かい対応を徹底していくというふうに言われております。

先ほども申し上げましたが、当町におきましては、国の動向を注視して適切な事務処理等の運用に努めてまいりたいと考えております。もちろん、市町村との連携、あるいは和歌山県そして国へのいろんな取組を、町といたしましても、これから適宜、必要に応じてもちろん質問もいたしますし、丁寧な説明を求めていきたいというふうに考えております。

○議 長

次に、再々質問があれば、これを許可いたします。

再々質問ございませんか。

5番 廣畑君

○5 番

ほんまに高齢者の立場に立った、そういう住民への施策というのは本当に必要ではないのかな、今はそれから外れるのではないか、このように私は思うわけです。やっぱり住民の医療の安心・安全、そして機器の交換、新設も要らない安価な健康保険の制度、この制度を紙の健康保険証を維持していく、このことを私は求めたいと思います。これで終わります。

○議 長

マイナンバーカードの健康保険証の利用についての質問を終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 11時41分 再開 12時56分）

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を願います。

8番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、議案第58号から報告第11号までが提出されましたが、本日は資料配布にとどめることになりました。

議案第58号から議案第66号の決算認定につきましては、申合せにより決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わります。



## ○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

通告順7番、10番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は一问一答方式です。通告質問時間は70分です。

質問事項は、1つとして、玉伝・大地区内消防ポンプ取水場の整備について、2つとして、才野地区・高台エリアにおける住環境整備についてであります。

初めに、玉伝・大地区内消防ポンプ取水場の整備についての質問を許可します。

10番 小森君（登壇）

## ○10 番

令和5年第3回定例会最後の質問者となりました。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って私の一般質問を始めさせていただきます。

まず初めは、玉伝・大地区内消防ポンプ取水場の整備についてです。

それでは、質問の1について質問させていただきます。質問の1、防災・消防インフラ整備という項目でさせていただきます。

本町の第2次白浜町長期総合計画第5章に「快適で安心・安全なまちづくり」という基本方針の中では、「住民の生命と財産を災害から守り、だれもが安心・安全に暮らせるよう、防災・消防体制の強化を図るとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の普及・啓発と自主防災組織の結成促進を図るなど、地域ぐるみの体制強化を進めます」、そのようにうたわれています。また、第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、基本目標の5番に、「安心・安全で快適な暮らしの確保」が掲げられています。

くしくも今年は、未曾有の大災害であった、あの関東大震災から節目の100年を迎えます。今もなお、阪神・淡路大震災並びに東日本大震災は、多くの国民の中では鮮明に記憶する出来事でありました。私たちにとりましても本当にそのような出来事を通して、言葉では言い表すことのできない深い悲しみや困難を数多く経験したことであったわけでありました。特にこの関東大震災の被災者は行方不明者も合わせて死者数が10万5,000人以上とされています。この大震災で亡くなった方々の特徴は、火災による死者数であったと言われていています。また、阪神・淡路大震災では圧死、いわゆる建物等が崩壊することによって、圧迫して亡くなった方々が最も多かったと言われていています。さらに東日本大震災では、溺死、いわゆる大津波による死者数が最も多かったと言われていています。そのような本当に経験もしないようなこのような大惨事を私たちは、この近年、何度も何度も経験しているわけです。

また、先月の8月にはハワイ州のマウイ島で山火事がありました。これも本当に心が痛む深い悲しい出来事でありました。本当に哀悼の意を表するとともに、一日も早い復旧、復興を願うばかりであります。

そこで、このような巨大地震や大津波を通して、また大規模災害を通して、私たちの国では、防災意識や災害に対する備えは日ごとに高まっています。今月だけでも町内の各地域においては、防災訓練をはじめ、防災に関する講演会等々が数多くの地域で実施されることと思います。

そのような中、大規模災害から町民の命と暮らしを守るために、さらには災害リスクに対する脆弱性を克服し、激甚化、頻発化する、大規模災害に立ち向かうために、町では総合的

な防災減災対策に対して一体どのような取組をなされていることでありましょうか。まず初めに当局の見識を求めます。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

小森議員から、本町における防災・減災対策の取組についてご質問いただきました。

本町における防災・減災対策につきましては、町民等の生命、身体及び財産を風水害及び地震・津波災害から守るため、白浜町地域防災計画に対策の基本となる業務等を位置づけ、とりわけ、大規模災害に対する取組としましては、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に備えた津波避難施設等の整備による避難困難地域の解消事業に取り組んでおります。また、近年頻発している局地的な豪雨による大規模な水害及び土砂災害に備えた啓発活動や、自助・共助による地域の防災体制を強化することを目的に、各町内会、各区及び自主防災組織がそれぞれの地域の実情に即して行う防災対策事業に対する補助や各種訓練の支援など、ハード・ソフト両面から防災減災対策に取り組んでいるところでございます。

○議 長

10番 小森君

○10 番

それでは、続いて2番目の質問に移ります。

2番目は、玉伝・大地区及び中山間地域における消火活動等についてです。

防災・減災対策に対して町の取組は大変重要な指針であります。そこでもう少し焦点を絞って、今度は防火対策に対してどのような取組がなされているのか、そして必要となってくるのか、そのようなことを伺います。それは、この後の質問事項にも含めていることでもありますけども、中山間地域と呼ばれる玉出・大地区において、もし仮に大規模な森林火災や住居火災等が発生した場合、どのような消火活動及び消防体制を現在構築されていることだろうか。そのことを当局の答弁をお願いしたいと願います。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

玉伝・大地区及び中山間地域における消火活動等についてご質問いただきました。

玉伝地区・大地区の大規模な林野火災や建物火災が発生した場合には、白浜町消防本部出動計画に基づき、白浜消防署、日置川消防署、すさみ消防署から消防車両が出動します。同時に、白浜町消防団、日置川支団第16分団と、隣接分団である日置川支団第15分団が出動するとともに、令和5年4月1日から白浜支団第9、10分団も出動することとなっています。これは、昨今の消防団員数の減少、高齢化が危惧されている中で、今後、消防力を落とさないようにするために、計画の見直しをしたものであります。今後も引き続き消防団、消防署が連携し、消火活動を行うことを計画しております。

また、林野火災におきましては、出動と同時に、和歌山県防災航空隊による出動要請をかけることとなっており、ヘリによる状況把握及びドロップタンク・バケットによる空中散水を行います。白浜町の消防力で不十分な場合は、消防相互応援協定に基づき、近隣市町に対

して応援出動要請をかけます。

また、周辺のコンクリート協同組合と災害時における消防用水等の確保に関する協定を締結していただいております。災害時において、消防水の供給を必要とする事態が発生した場合に供給要請を行うことができ、災害時における消防水の確保に努めているところでございます。

○議 長  
10番 小森君

○10番

続いて3番目の質問をいたします。中山間地域までの緊急出動体制等についてお伺いします。

例えばこの地域で大規模な森林火災や住居火災が起きた場合、田辺西牟婁地区消防指令センターから緊急出動がなされることと思います。主に日置川消防署、あるいは近隣の消防署からも出動されることと存じますが、実際この地域はどの程度の時間を要することでしょうか。特にこの中山間地域という特殊な地形上、例えば県道は狭く、移動距離も含めて現場に到着するまでにかなりの時間を要することだと想定できるわけでありましてけれども、そのところをよろしくお願いたします。

○議 長  
番外 消防長 中本君

○番外(消防長)

中山間地域までの緊急出動体制等につきまして、ご質問いただいております。

火災指令を受けてから実際どの程度の時間を要するのかというご質問でございます。先ほども申し上げましたが、玉伝地区と大地区で火災が発生すると、白浜消防署、日置川消防署、すさみ消防署から出動することになります。過去10年間で、玉伝と大地区で発生した火災件数が2件ございます。平均いたしますと距離が約24キロ、現場までの到着時間ですが、火災発生場所にもよりますが、白浜消防署から緊急走行で約30分程度、日置川消防署からも約30分ということになります。

○議 長  
10番 小森君

○10番

続いて4番目の質問に移ります。玉伝・大地区消防ポンプ取水場の整備についてを質問させていただきます。

そこで大規模火災が発生した場合、まず地元の消防団員の緊急出動が必須であると考えますが、同時に、この地域は元来簡易水道地区として消火栓が完備されているわけですが、消火活動に十分なほどの消火栓が設置されているわけではなく、また防火水槽も1基しか設置されておらず、非常に水不足が懸念される地域でもあると思います。もちろん現状のまま放置するわけにはいかないのではないだろうか。仮にもし消火するほどの水が必要であるならば、河川から取水し中継しなければなりません。しかしながら、河川につながる道路は、2トン車が途中までしか進入できないのが現状であります。そこからポンプを掲げて河川まで歩かなければならない。そこにはかなりの時間と労力が必要となってきます。運ぶのにも3名程度の人員が必要だと言われております。

このような現状を踏まえて、早急な防災・防火インフラ、特にハード面の整備等が今よりも必要となってくるのではないかと強く願うわけであります。当局としてこの地域の防災・防火インフラについて、どのように受け止められていることでありましょうか、答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

小森議員が言われるとおり、玉伝・大地区には消防水利施設が、大地区1基、玉伝地区1基、簡易消火栓2か所、消火栓1基となっており、その他は河川等自然水利となります。先着した部隊の水利は確保できていると考えておりますが、火災が拡大した場合、後着で消防団、署の車両が継続的に消火を行えるだけの十分な水位の確保が課題となっております。

消防本部では、ほかの地域において有効な水利施設がない、もしくは乏しい地域に消防水利施設を設置及び計画しており、当地域においての有効な消防用水利施設の整備について、今後も引き続き検討してまいります。

○議 長

10番 小森君

○10 番

続いて質問に移ります。先ほどの質問にかぶさるんですけども、そこで迅速に河川から取水ができるために、例えば玉伝地区内にある町営住宅近くの河川に向かって取り付けられている道路を拡幅整備し、河川付近までポンプ車をそのまま移動、乗り入れることができれば、これまで以上に取水に対する時間を短縮し、迅速に対応できることではないかと思うわけでありますけれども、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

前の回答と同様となりますが、有効な消防用水利施設の整備について、今後も引き続き検討してまいります。

○議 長

10番 小森君

○10 番

続いて、中山間地域における課題といたしまして、消防団員の現状について質問させていただきます。

去る9月2日付の全国紙では、「地域防災を支える消防団員の減少に歯止めがかからない」とそのように報告されておりました。全国的に2023年度当初の入団者、前年度比較では若干増加しておりましたが、それ以上に退団者、辞める方々が大きく上回っていると。年間約2万人以上の消防団員が減少しているということが報告されておりました。

昨年度から消防団員の確保として、日常的な活動に対する年額報酬等を私たちの白浜町でも引き上げておりますが、私たちの町における消防団員の動向、ひいてはこの中山間地域における消防団、ここは日置川支団第16分団という消防団ですけれども、その消防団の消防団構成、例えば年齢構成や定員数等について当局の答弁をお願いいたします。

○議 長  
番外 消防長 中本君

○番 外（消防長）

白浜町における消防団員の動向、構成についてご質問いただきました。

消防団定数は350人でございます。9月1日現在の団員数は319人となっております。消防団員の各分団の定数は内規で定めており、日置川支団第16分団につきましては、分団定数40名で、現在37名が登録し、活動していただいております。全消防団員の平均年齢は49.31歳、日置川支団第16分団につきましては52.37歳となっております。

○議 長  
10番 小森君

○10 番

続いて6番目の質問に移ります。町土保全施設の整備についてお伺いいたします。

令和5年3月に策定されている白浜町地域防災計画第3章防災行政の基本方針では、「自然災害及び環境の変化などによる多種多様な災害に対処するため、治山治水、海岸線の保全をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における避難路の確保を図るとともに、本町、県、防災関係機関及び住民一体となって地域に密着した総合的な防災体制を推進する」と明記されています。その中で町土保全施設の整備（1）治山においては、（イ）緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める、（2）治水においては（ウ）防災施設の整備に当たっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根差した活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりと潤いのある豊かな水辺環境を創造する。

このような基本方針が明示されていますけれども、特に中山間地域における防災・減災及び防火対策を講じていく上で、先ほどの消防団員の現状も含め、総合的に判断していくとするならば、防災・防火インフラ整備は喫緊の課題であるということが言えるのではないのでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜町地域防災計画における災害対応及び施策についてご質問をいただきました。

白浜町におきましては、様々な災害に備え、本町、県防災関係機関及び住民が連携・協力することが、災害に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりになると考えています。

自助・共助・公助の中で、公共インフラ整備は将来のまちづくりには欠かせないものだと考えています。中山間部、沿岸部、都市部等、様々な地域に応じた施策を緊急度、優先度を見極め、計画的に講じていくことが白浜町を強靱化することとなると考えています。

○議 長  
10番 小森君

○10 番

それでは最後の質問に移ります。中山間地域における大規模災害や、大規模の火災等が発生したりすると、正直なところ、人口減少及び少子高齢化が進行している地域でもありますから、非常に初期対応が遅れてしまう場合が少なくないと感じています。その結果、二次災

害、三次災害を引き起してしまい、被害がさらに拡大していくことも大いに考えられるとい  
いましょうか、懸念されることではないでしょうか。特にこの地域は広域に点在しており、  
現在、広い中に100名ほどの住民が生活しております。地域の高齢化率は70%を超え  
ている地域でもあります。初めにも申しましたが、住民の生命と財産を災害から守り、誰も  
が安心・安全に暮らせるよう、防災・消防体制の強化を図るとうたわれています。そのよう  
に白浜町のどの地域に住んでいても、そうした環境整備に取り組んでいくことこそ、白浜町  
の防災意識の向上、防災体制の強化、さらには消防体制の強化へとつながっていくことにな  
るのではないのでしょうか。

快適で安心・安全なまちづくりをさらに推進していく上で、町長は一体どのように思われ  
ていることでしょうか。答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜町としまして、快適で安心・安全なまちづくりを推進し、公共インフラ、防災対策、  
人口減少、少子高齢化対策、IT化等、様々な施策や課題を並行して対策していくことが、  
災害に強い安心・安全なまちづくりにつながることを考えております。

○議 長

10番 小森君

○10 番

この項目は以上で終わりますけれども、本当に災害、大規模災害はいつどこで起こるか分  
からない。それだけに町の取組もより一層進めていただくことで、町内のどこに住んでい  
ても安心・安全な中で過ごしていけるということをぜひ強く持っていただけて進めていただ  
きたいと願います。

以上で最初の質問は終わりにいたします。

○議 長

以上で玉伝・大地区内消防ポンプ取水場の整備についての質問は終わります。

次に、才野地区・高台エリアにおける住環境整備についての質問を許可します。

10番 小森君

○10 番

それでは2番目のテーマの質問に移らせていただきます。才野地区・高台エリアにおける  
住環境整備についてです。

まず、最初の質問をさせていただきます。最初の質問は、安心・安全で快適な暮らしの確  
保についてです。

先ほどの質問事項においても触れさせていただきましたけれども、第2次白浜町まち・ひ  
と・しごと創生総合戦略、基本目標5番「安心・安全で快適な暮らしの確保」という項目の  
中で、まず初めに目指す方向が示されています。少し文脈が長いですがけれども、非常に大切  
な町の方向性でありますので、そこのところを読ませていただきます。

「本町に人を呼び込むためには、その土台となる町が誰にとっても住みやすい町であるこ  
とが重要です。太平洋に面している本町は、南海トラフ巨大地震等の発生予測の高まりを背  
景としながらも、台風や地震による津波などの被害を受けやすい立地となっています。加え

て、平地が少なく住宅が建てられる用地が限られていることから、住宅取得の際には、近隣市町に移住するファミリー層も多く見られる状況にあることから、安心・安全を確保するとともに、快適に暮らせる環境整備が必要です。そのため、災害時に加え、日常の安心・安全の確保を図るとともに、若者や高齢者、障害のある人など、誰にとっても暮らしやすい住環境の充実を図りながら、人口の流出抑制と流入増加につなげます」と、そのように基本目標に掲げられています。

もう町の方向性と考えれば、この文言だけで十分なわけでありませぬけれども、この方向性が、この町に住む、いや、これから住みたいと思える方々への具体的な政策としてこれから展開されていくことを強く願ひ、初めの質問をさせていただきます。

今回の質問は、1つの地区の一例をちょっと用いさせていただきます。そこは才野地区にある高台、熊野神社近郊に、近年、住宅造成をされている方々が増え始めていることに起源します。恐らく、今後もこの高台エリアに住宅造成を考えている方々は少なくないかと伺っております。東日本大震災を踏まえ、近年高台に住宅造成を希望する方々が非常に多くなっています。白浜町におきましては、マーメイドタウンをはじめオレンジランド、空港周辺の高台エリアへ新居を構えている方々が実際増え続けています。

これはこれで大変喜ばしいことではありますけれども、一方、先ほどもご紹介しました熊野神社近郊は、本来住宅造成地として整備されている地域ではなく、今もなお田畑や雑木林が乱立しております。ある意味手つかずの場所であります。そのようなエリアを再開発、もしくは新しい住環境の整備について、町の方向性、構想について伺いたいと存じます。当局の答弁をお願いいたします。

**○議 長**

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 総務課長 寺脇君

**○番 外（総務課長）**

ただいま小森議員より、高台における住環境整備について、町の方向性、構想についてご質問をいただきました。

ただいま小森議員より例示いただきましたマーメイドタウン、オレンジランド、空港周辺の白浜台、そういった場所は全て民間の開発業者が整備をし、分譲されたものとなっております。このことから需要等を見越して民間業者による開発や分譲が行われるものと認識しております。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、住環境の充実に関する重要業績評価指標が設定されておりますが、新たな住居区画の整備は項目には含まれてございません。これらのことから、高台における新しい住環境の整備につきましては、現在のところ、町で行う予定はございませんので、ご理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

**○議 長**

10番 小森君

**○10 番**

質問を続けさせていただきます。2番目は、実際その熊野神社近郊に住まわれている状況、住環境について、様々な諸課題があります。

先ほども申しましたように、近年この熊野神社近郊に住宅造成が増え始めていますけれども、このエリアは、県道栄・岩崎線と呼ばれる道路が設置されています。県道に面している

エリアでしたら、少なくとも住宅設備に関する水道管や合併浄化槽の配管並びに側溝などが完備されている場合が多いわけでありますけれども、実際はそのような環境設備がこの地域は十分ではありません。栄・中地区方面に面している県道からでは、福祉施設やIT企業が立地しているため、そのような設備がある程度整備されておりますけれども、才野地区方面からの県道は、元来、道が狭いといひましようか、狭隘であるため、そのような設備が未整備の状態であります。この高台には現在4軒の住宅が造成されてはいますが、どちらかといえは未整備エリアのほうに接している、立地している。水道の引込みや合併浄化槽の配管、さらには生活用水・排水などの処理問題が大きな課題となっているエリアに住宅が建てられています。例えば道路に接していれば、住宅に引き込む際の諸費用等は軽減されるかもしれませんが、このような未整備地域であるならば、水道の引込みをはじめ、生活排水等の配管の設備も含めて、かなりの個人的な負担増につながる事が予想されるわけです。この高台エリアの再開発はもちろんのことでありますが、仮に再開発が難しくても、今後この高台に住宅造成を希望される方々が増え始めましたら、そのような住環境設備に際してどのような支援や補助等ができるのか。それらを含めて当局の見解を伺いたいと願います。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま住環境整備に関する支援、補助等についてのご質問をいただきました。

土地はその現況や周囲の状況等に基づき評価されるものであり、住宅等を新築される場合は、その評価を承知した上で建設されるものと考えてございます。特定の土地を利用する方が利便を受ける施設については、受益者が整備するものと考えられます。こうしたことから、現時点で個人の住環境に対する補助や支援の制度はございませんので、ご理解をお願い申し上げます。

○議 長

10番 小森君

○10 番

続けて3番目の質問に移ります。県道の拡幅及び新設道路についてです。

この高台エリアの再開発及び住環境設備を例えば促進していくとするならば、このエリアに住居を希望する方々の安心・安全で快適な暮らしを確保していかなければならないことでありますけれども、同時に才野地区方面からの道路が非常に狭い、狭隘であるという部分を解消していくことが一番ではないかと思うわけです。

現在の県道は、ご存じのとおり、決して十分な広さを完備しているとは言えません。もし仮に、現在の道路を拡幅するとなれば、かなりの諸費用と時間を要することが想定できます。

そこでこの高台エリアの住宅需要を進展させていくとするならば、新たな道路の竣工等が必要となってくるのではないだろうか。例えば県道栄・岩崎線上にある安久川橋から高台に向けての新設道路が開設できれば、かなり利用が高まってくるのではないだろうか。この新設道路が開設できれば、高台エリアの再開発構想も進展してくるのではないか。

また、新設道路とともに水道管や生活排水等の配管や側溝の完備も含めて、住環境を充実していくことができるのではないか、そのように思うわけでありますけれども、当局の答弁をよろしくお願いいたします。



○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま小森議員より、道路整備に関するご質問をいただきました。

例示いただきました安久川方面から当該高台へは、県道栄・岩崎線が設置されており、才野地区と中地区を結ぶ幹線道路としてご利用いただいております。

議員ご提案のとおり、社会インフラの1つである道路整備は、地域経済の発展や生活環境の改善に結びつくものであり、整備したインフラを効果的に利用することで、その効果はよりよくなるものというふうに認識してございます。

一方で、その道路を地域社会の中でいかに形づくるか、その事業実現を考えるに当たりましては、地域のご理解や協力を得ることが非常に重要であり、計画の策定に当たりましては、技術的な検討による計画内容の合理性、もしくは合理性や計画決定プロセスの適切性などが求められております。

このようなことから、新たに道路を新設するには、道路計画の基礎となる基本構想や開発計画等を踏まえ、整備計画を立てる必要がございますので、今後そのような方向性が生じた際には、調査、検討を行っていくものというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

10番 小森君

○10 番

それでは、続けて4番目の質問に移らせていただきます。

冒頭で、この町の目指すべき方向性を述べさせていただきました。言い換えれば、この町の抱えている様々な諸問題や諸課題、そういうことが言えることではないでしょうか。昨今人口減少、少子高齢化という切実なテーマは、白浜町を含め多くの自治体を悩ましています。この先5年後、10年後、私たちの住む地域や町は一体どうなってしまうのだろうか、安心や安全で快適な暮らしなどどのようにそれを確保していくことができるのだろうか、そのように本当に思ってしまうことが少なくありません。

「誰にとっても住みやすい住環境の充実を図りながら人口の流出抑制と流入増加につなげます」と明確に方向づけられています。さらには「この町の住民をはじめ、この白浜を訪れる多くの方々に、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと感じられる魅力あふれる白浜町を創造するため、（中略）加えてまちづくりの理念や10年後目指すべきまちの将来像とといったまちづくりの目標を明らかにし、その実現に向けて住民と行政の共通の指針といたします」と、そのように明記されています。

住環境をはじめ、地域や町の進展に向けて取り組むことは、現実の諸問題や諸課題に直面している中で、正直なところ、言葉で言うほど容易なことではないかもしれません。本当に、簡単に進むようなことは1つもないかもしれません。しかしながら、この町にはほかの町とは比較できないほどのすばらしいポテンシャルがたくさんあると確信しています。

まだまだ私たちの瞳には映っていないだけで、探し出せば掘り起こせば、すばらしいポテンシャルをたくさん見いだすことができると強く信じています。

それは今、私だけではなく、町長はじめこの議場にいる皆さんお一人お一人が、そして町民一人一人が強く思っていることではないでしょうか。

だからこそ、今年の3月に、多くの方々のご尽力とご協力により、期待と希望を込めて、新しい都市計画マスタープランが策定された、改訂されたことではないでしょうか。

今回は1つの事例として、才野地区にある高台エリアの住環境整備について質問させていただきましたが、これからの町の住環境の充実を含めて、町長の見解を伺いたいと願います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま小森議員より、町の住環境の充実に関するご質問をいただきました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、定住促進と住環境の充実を項目として掲げており、人口減少の歯止めとなる取組は重要なものと位置づけております。人口減少に対する取組は、複合的な取組として実施していくものと捉えております。住環境の充実だけでも、総合戦略には、「公共インフラの維持・充実」「交通ネットワークの充実」「良好な住環境の整備・充実」の施策に関する評価指標が設定されています。それ以外にも、子育てや教育などの施策を併せて実施することにより、住みやすいまちづくりにつながると考えております。

取り組むべき諸問題や諸課題は数多くありますが、限られた財源の中で、引き続きまちづくり施策に取り組んでまいります。

○議 長

10番 小森君

○10 番

町長の見解を伺いましたが、最後に、より具体的に伺いますけれども、これまで町内の高台エリアでは主に民間の事業者が宅地造成や開発をされてきました。今後高台エリアを希望する方々がいれば、そのような選択肢も1つかもかもしれません。しかしながら、町内にはまだまだ未開発の高台が幾つもあります。将来の東南海巨大地震、南海トラフ巨大地震や大津波を想定して、できることなら愛着のある地元で住みたいと願う方々が非常に多くおられることではないでしょうか。

そのような地域の開発に今度は民間の事業者に代わって、町が何らかの支援や取り組むことはできないだろうか。そのように強く願うわけであります。そうでなければこれまでと同様に、高台にある近隣の自治体へと人は移住し、この町の人口減少をさらに加速させてしまうことにつながってしまうことではないでしょうか。町長のご見解を最後に伺いたいと願います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

小森議員ご指摘のとおり需要等を見越して民間の事業者による開発がこれまでも行われ、そしてこれからも行われるところがございますが、土地の造成だけが人口減少対策ではないというふうに考えてございます。

繰り返しになりますが、複合的な取組として、引き続き、まちづくり施策に取り組んでま

いりますので、何とぞご理解をよろしくお願いいたします。

○議 長

10番 小森君

○10 番

これで私の質問を終わらせていただきますけれども、本当に様々な諸課題、諸問題が、私たちの町もたくさんあります。ぜひそれらのことを複合的に取り組んでいくとするならば、そのことも含めて、ぜひ人口減少、少子高齢化に少しでも歯止めをかけられるような取組をしていただきたいと心から願い、私の質問を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、才野地区・高台エリアにおける住環境整備についての質問は終わります。

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会とし、次回は9月20日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 正木 秀男は、13時42分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年9月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員

白浜町議会議員